

市内の保育所（園）、
認定こども園を御利用の保護者様

鈴鹿市長 末松 則子

保育所等において新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の
対応について (Ver.2)

平素は鈴鹿市の保育、幼児教育に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、保育所等は、児童福祉法に規定する児童福祉施設等であり、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者を支援する重要な役割を担うという観点からも、原則、開所する施設として位置づけられており、各施設では、日々、感染の防止に努めながら、保護者の皆様が安心して預けていただけるよう、丁寧に対策を講じながら保育を行っています。

そのような中、全国的にも感染者は急激な増加傾向にあり、県内においても、今月の中旬以降、感染者が増加し、市内の保育園においても感染者が発生いたしました。

本市といたしましては、改めて保護者の皆様に感染拡大防止等に努めていただくようお願いするとともに、保護者の皆様が、万が一の際に戸惑うことなく御対応いただけるよう、国の通知に基づき、「保育所等において新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応等」について、下記のとおりお伝えいたします。

記

- 1 御利用の保育所等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合
 - ・ 保健所の指導に従い対応することとなります。施設は休園となり、その間に施設の消毒作業を実施します。
 - ・ 保護者への連絡は、園から行います。休園予定期間、休園中の健康観察とその連絡方法（症状が出たら園にも連絡が必要です）、今後の連絡先等について詳細の説明を行います。
 - ・ 児童、職員等の検査については、保健所の判断により行います。また、検査結果後の健康観察等についても保健所から指示があります

2 休園期間中の保育の実施について

- ・濃厚接触者や健康観察等の対象とされなかった児童で、休園期間中において、どうしても家庭での保育が困難な場合については、状況に応じて可能な代替保育を行います。各園にお問い合わせをお願いします。

3 お子様が濃厚接触者と特定された場合について

- ・児童が濃厚接触者と特定された場合は、保健所の指示に従い、園への報告と自宅待機をお願いします。
- ・この場合の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とされています。ただし、保健所から指示がある場合は従ってください。
- ・なお、保護者が濃厚接触者と特定された場合についても、園への報告をお願いします。その場合、児童は保護者の検査結果が出るまでの期間、出来る限り登園を控えてください。

4 保育所等を御利用の際のお願い

- ・各園では、換気、消毒、職員のマスク着用、体調管理の徹底等、感染防止対策は十分に行っていますが、今回のコロナ感染症から完全に感染を避けられるものではありません。
- ・各御家庭におかれましても、検温や換気、手洗い等の徹底、ご家族の皆様への体調確認、外出の際の留意等とともに、3つの密「密閉・密集・密接」を徹底的に回避する等、引き続き基本的な感染予防対策の実施にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。
- ・児童や御家族がPCR検査を受ける場合は、事前に各園に連絡をお願いします。園内での2次感染を避けるためにも必ずお願いします。
- ・また、国内で新型コロナウイルスの感染が相次いで確認されている中、感染した方やそのご家族、治療にあたっていただく病院関係者及びその他の関係者様の人権の尊重及び個人情報保護、勤務先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等が生じることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

【体調不良を感じたとき，又は新型コロナウイルス感染症が心配なときは】

- まずは，かかりつけのお医者さんに御相談ください。
- 帰国者・接触者相談センター（鈴鹿保健所）へ御相談ください。
Tel 059-392-5010
※24時間対応しています。
※ただし，21：00～翌朝9：00は転送されます。

【休日等でかかりつけの診療所が開いていないときは】

- 鈴鹿市応急診療所（西条5丁目118-1）へ御相談ください。
Tel 059-382-5066
受付時間 日曜日・祝日・年末年始 9時から16時まで
毎日（夜間） 19時から22時まで
- 受診可能な医療機関を知りたいときは，
三重県救急医療情報センター コールセンターを御利用ください。
Tel 059-229-1199
※24時間対応しています。

事務担当

鈴鹿市子ども政策部子ども育成課

電話 059-382-7606